

別紙様式1
平成17年7月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
1	国有林ネットワークシステムの回線変更に伴う工事請負	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月29日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 (東京都港区浜松町2-4-1)	20,815,208	ネットワークの安定的運用を図りつつ回線変更を実施するためには、現在保守・運用契約を締結している業者以外への対応は困難であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	平成17年度「レクリエーションの森」における新たな利用区分の導入のための調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登	平成17年7月1日	国立大学法人東京農工大学学長 小畑秀文	2,982,382	本調査は、国有林の「レクリエーションの森」において、アメリカ等で用いられているROSを導入するため行うものであり、我が国に本格的な適用実績がない中で、同大学所属の助教授が日本におけるROSの第一人者で、本調査を行いうる知識・経験調査を有する唯一の者であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	ROS...レクリエーション利用体験多様性計画法(利用者の求める多様なレクリエーション機会の提供を目的として体系化された計画・管理の考え方)
3	平成17年度森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	独立行政法人森林総合研究所 (つくば市松の里1)	1,970,000	本事業は、北海道及び高知県の2つの森林計画区を対象として生態系の状態等のモニタリングを行い、そのデータを解析・評価するものである。当該機関は本事業で必要とされるモニタリング調査に関する高い知見と分析能力を有する人材を有しているとともに、他の研究機関等との連携を図りながら事業を実施する体制も整備されていることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	治山事業調査(地すべり対策調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	山形県 (山形県山形市松波2-8-1)	2,440,000	本業務は、平成13年～17年までに、地すべり対策のコスト縮減を目的として、事業費を大きく左右する地すべり解析手法の改良を試みているものである。山形県は日本有数の地すべり多発地域であり、地すべり対策及び調査対象箇所の地理的条件に精通しており、13年度から継続して調査を実施している山形県に引き続き委託することが必要であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
5	治山事業調査(山地災害危険地区対策調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	富山県 (富山県富山市新総曲輪1-7)	1,990,000	本業務は、平成13年～17年までに、地すべり危険地区の判定を省略化することを目的として、モデル的にGIS等を活用した手法の調査を行っているものである。富山県は多数の山地災害危険地区を抱え、調査地として適地である。また、事業内容及び調査対象箇所の地理的条件に精通しており、13年度から継続して調査を実施している富山県に引き続き委託することが必要であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備 考
6	治山事業調査(山地災害危険地区対策調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	長崎県 (長崎県長崎市江戸町2-13)	2,000,000	本業務は、平成13年～17年までに、山地災害危険地区の危険地区判定にリモートセンシング技術を活用してその省力化を図ることを目的としている。長崎県は多数の山地災害危険地区を抱え、調査地として適地である。また、事業内容及び調査対象箇所の地理的条件に精通しており、13年度から継続して調査を実施している長崎県に引き続き委託することが必要であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
7	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	群馬県 (群馬県前橋市大手町1-1-1)	1,540,000	本業務は、昭和58年度から62年度までに群馬県、岐阜県、広島県及び福岡県において実施した「水土保全機能強化総合モデル事業」実施地において、事業実施後の浸透促進施設等の効果、流域森林文化の変化の状況について調査するものであり、各県が設置・維持・管理している量水堰等の観測施設を使用して、継続的な調査を実施する必要があり、群馬県以外で本業務を実施することは不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
8	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	岐阜県 (岐阜県岐阜市藪田南2-1-1)	1,540,000	本業務は、昭和58年度から62年度までに群馬県、岐阜県、広島県及び福岡県において実施した「水土保全機能強化総合モデル事業」実施地において、事業実施後の浸透促進施設等の効果、流域森林文化の変化の状況について調査するものであり、各県が設置・維持・管理している量水堰等の観測施設を使用して、継続的な調査を実施する必要があり、岐阜県以外で本業務を実施することは不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
9	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	広島県 (広島県広島市中区基町10-52)	1,540,000	本業務は、昭和58年度から62年度までに群馬県、岐阜県、広島県及び福岡県において実施した「水土保全機能強化総合モデル事業」実施地において、事業実施後の浸透促進施設等の効果、流域森林文化の変化の状況について調査するものであり、各県が設置・維持・管理している量水堰等の観測施設を使用して、継続的な調査を実施する必要があり、広島県以外で本業務を実施することは不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
10	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	福岡県 (福岡県福岡市博多区東公園7-7)	1,540,000	本業務は、昭和58年度から62年度までに群馬県、岐阜県、広島県及び福岡県において実施した「水土保全機能強化総合モデル事業」実施地において、事業実施後の浸透促進施設等の効果、流域森林文化の変化の状況について調査するものであり、各県が設置・維持・管理している量水堰等の観測施設を使用して、継続的な調査を実施する必要があり、福岡県以外で本業務を本業務を実施することは不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由	備 考
11	森林理水機能調査(火災跡地森林機能回復調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月21日	広島県 (広島県広島市中区基町10-52)	1,540,000	本業務は、広島県江田島町で昭和53年6月に発生した林野火災跡地において、森林の喪失からその回復の過程を通じて、森林の河川流量及び土砂流出に及ぼす影響を長期にわたって連続的に調査するものであり、広島県が設置・維持・管理している量水堰等の観測施設を使用して、継続的な調査を実施する必要があり、広島県以外で本業務を本業務を実施することは不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
12	山地災害危険地区対策調査(降雨強度を指標とする山地災害危険地判定手法の開発)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月22日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	6,680,000	本事業は、平成13年～17年の5年計画で、信頼性が高く、かつ、一般市民にも容易に理解できるように降雨強度の因子(確率雨量を含む)を新たに加え、山地災害危険地区を判定する手法開発を開発することを目的としている。その実施には、平成8年度から平成12年度まで森林総合研究所で実施してきた「広域山地災害発生予測技術の開発調査」の成果を活用することが有効であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
13	地下水動態が大規模地すべり地に与える影響に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月25日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	4,330,000	本調査は、平成13年～17年までに、近年多発している大規模地すべりの発生危険度を評価する手法開発に資することを目的として大規模地すべり地の地下水流動特性及び地下水がすべり面に与える影響の検討を行っている。本調査は森林総合研究所が維持・管理している試験地を活用して継続的に調査を行っていく必要があり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
14	地すべり移動土塊の変形機構に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年7月27日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	3,970,000	本調査は、平成13年～17年までに、岩盤すべりに比較して流動化し、下流へ流下する可能性の高い二次地すべり地において、調査地の詳細な観測を行い、その変形機構のモデル化の検討をおこなっている。本調査は森林総合研究所が維持・管理している試験地を活用して継続的に調査を行っていく必要があり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

備 考

- (1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。